

東北町議会だより

第 37 号

発行 青森県東北町議会
編集 議会広報特別委員会
電話 0176-56-3111
内線 310
住所 東北町上北南四丁目
32-484



航空自衛隊 東北町分屯基地視察
(平成26年6月25日)

主 な 内 容

- ◆6月定例会で審議された議案等 2 P
- ◆一般質問に5人登壇 3 P
- ◆各委員会等の活動 11 P
- ◆委員会報告 12 P

◎6月定例会

6月定例会は、6月5日招集され11日までの7日間の会期で開催されました。

今期定例会には、町長より提案された報告案件4件、補正予算案件等15件、条例等に関する案件4件のほか、副町長、教育委員及び議会推薦の農業委員の人事案件が何れも全会一致で可決・同意・推薦と決定され、陳情事案4件もそれぞれ採択・常任委員会付託となりました。

また、本会議では5人の議員が一般質問に立ち、活発な議論を交わしました。

審議された議案等は以下のとおりです。

6月定例会で
審議された議案等

副町長に

蛭名鉾治氏を選任

全会一致で同意



蛭 名 鉾 治 氏

◎専決処分した事項の報告及び承認(平成25年度一般会計補正予算)

・予算の総額に8799万5千円を追加し、総額を133億8216万円とするものです。

全会一致で承認

◎専決処分した事項の報告及び承認(平成25年度国民健康保険事業特別会計補正予算)

・予算の総額から1335万4千円を減額し、総額を25億8469万3千円とするものです。

全会一致で承認

◎平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

報告済

◎平成25年度一般会計事故繰越繰越計算書の報告

報告済

◎平成25年度東北町土地開発公社事業報告及び決算報告

報告済

◎平成25年度株式会社おがわら湖事業報告及び決算報告

報告済

◎専決処分した事項の報告及び承認(東北町国民健康保険条例の一部改正)

・以上4件は、地方税法施行令の一部を改正する政令等の公布に伴い改正するものです。

全会一致で承認

◎専決処分した事項の報告及び承認(東北町道路占用料等徴収条例の一部改正)

・以上2件は、消費税法の一部を改正する法律等の公布に伴い改正するものです。

全会一致で承認

◎平成26年度一般会計補正予算

・予算の総額に1億2115万円を追加し、総額を133億9215万円とするものです。

全会一致で可決

◎平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算

・予算の総額に332万6千円を追加し、総額を25億3320万3千円とするもの

です。

全会一致で可決

◎平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算

・予算の総額に194万6千円を追加し、総額を1億1070万8千円とするものです。

全会一致で可決

◎平成26年度公共下水道事業特別会計補正予算

・予算の総額に7万5千円を追加し、総額を6億7195万7千円とするものです。

全会一致で可決

◎平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算

・予算の総額から1264万4千円を減額し、総額を3億6315万3千円とするものです。

全会一致で可決

◎平成26年度上水道事業会計補正予算

・営業費用から10万5千円を減額し、同額を予備費に追加するものです。

全会一致で可決

◎東北町手数料条例の一部改正

正

・青森県屋外広告物条例の一部改正に伴い改正するものです。

全会一致で可決

◎東北町特別職等の職員の給与の支給に関する特例を定める条例の一部改正

・職員の不祥事件の引責として、町長の給料月額を10分の1、副町長の給料月額を100分の5、それぞれ1箇月減額するためのものです。

全会一致で可決

◎東北町教育委員会委員の任命

・教育委員として、柿崎茂氏及び乙山博道氏を任命するためのものです。

全会一致で同意

◎東北町自然にやさしい住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱に関する陳情書

一部採択

◎外蛭沢・表町農道、生活道路改良工事に関する陳情書

継続審査

◎枋木・崩出農道道路改良工事に関する陳情書

全会一致で採択

◎町道319号線・町道316号線、生活道路改良舗装工事に関する陳情書
産業建設常任委員会付託

◎議員派遣（県下町村議員研修会）

派遣

◎東北町農業委員会委員の推薦

・議会推薦の農業委員として、沼尾京子氏及び蛭沢みつえ氏を推薦するものです。

全会一致で推薦

◎財産の取得

・研修号1台を取得するためのものです。

全会一致で可決

◎工事請負契約の一部変更

・岩渡沢川改修（1工区）工事について、設計の一部変更に伴い請負代金を変更するためのものです。

全会一致で可決

一般質問

5 議員 町政を問う



和田 勇 人 議員

質問一

上北自動車道について問う。

昨年3月24日に国道45号バイパスとして整備中の高規格道路「上北自動車道」のうち第1工区の上北道路約7・7kmが開通しました。この道路は自動車専用道路で、通行料は無料になっています。また、この上北自動車道が全面開通すれば、青森市と八戸市を結ぶ物流の大動脈構築への第一歩として期待されます。今現在、全面開通はしていませんが、新聞報道等によると第二みちのく有料道路の利用交通量が前年に比べて27・1%増加したと青森県道路公社のまとめでわかったようです。このように、この上北道路の利用の増加によって当町の自動車の交通量も増えるとともに、自動車の交通量の流れも変わり、町民の交通事故への脅威が増大しています。昨年度は東北町交通安全対策協議会が交通事故、死亡事故多発非常事態宣言を発令し、町民に交通事故防止を呼びかけたこと記憶しています。この交通死亡事故が全て上北道路の利用と関係しているとは思いませんが、少なくとも一つの要因になっていると思われる。そしてまた、上北天間林道路が開通すれば交通量も増え、ますます交通事故が多発の一途をたどるのではないのでしょうか。そこで伺います。この上北道路、または上北天間林道路に関するアクセス道路の整備の当面の見通しと、そして交通危険箇所の把握とその対応についてどのようにお考えか伺います。あわせて、県道七戸上北町停車場線の境ノ沢地区及び上野地区の信号機の設置の見通しについて伺います。

答 弁

町 長

アクセス道について、早期に事業着手できるような条件を整えたい。

上北二インターチェンジ（仮称）の交通アクセスの整備についてですが、基本的には県道8号八戸・野辺地線と、県道219号水喰・上北町停車場線の交差点である八甲温泉付近から、上野地区を迂回する経路が最も現実的と考えています。現在県道側の町道224号線については工事着手し、用地の取得に向け事業の進捗を図っています。また、町道218号線から上野地区側については概略設計を

し、補助事業での実施に向け、用地取得の可能性等について検討しているところですが、このアクセス道の整備については、上北二インターチェンジの開通をより効果的なものとするためにも、早期に事業着手できるように条件を整えてまいりたいと思います。

次に、交通安全対策ですが、上北自動車道上北道路は、供用開始して1年が過ぎ、先日の新聞によると、第二みちのく有料道路の利用台数、利用料とも前年度比30%増になっています。このことは、接続する上北道路が開通したことに伴い、交通アクセスの利便性が向上したことが大きな要因であると報道されています。このことは、当然インターチェンジへ通じる県道折茂・上北町停車場線や町道514号線に通行車両が流れることになるわけですが、交通事故の多発や交通障害となる危険箇所が追いつかないのが現状です。平成28年度末に予定される上北天間林道路の供用開始が目前に迫り、当町の境ノ沢地区にインターチェンジが完成した後は、県道七戸・上北町停車場線が主要なアクセス道になるわけですが、現道は狭隘で歩道も一部未整

備なことから、交通事故の多発が予想され、町でも大変危険に迫った供用開始に向け、危険箇所の診断のため、警察署や交通安全対策協議会等の交通対策機関、道路管理者などによる道路診断を実施し、危険箇所を把握するとともに、その改善に向けて努力してまいりたいと思います。あわせて、主要な交差点(境ノ沢地区・上野地区)への信号機の設置についても、関係機関と協力しながら、警察署並びに公安委員会等へ強く働きかけてまいりたいと考えています。

質問一 小川原湖公園観桜会場について問う。

小川原湖の湖畔の通りにある千本桜は、県内では広く知られており、一斉に咲きそろうと色鮮やかでとても美しく、たくさんのお客でにぎわいます。また、同じ時期には花切川で全国へら鮒釣り大会も開催されます。当町では、都市再生整備事業により護岸工事や花切川の環境整備を進めています。これを生かした

答弁

町長

若い森鉄道を活用するなど、観桜会場の利用を増やしたい。

小川原湖公園の有効活用、特に桜の時期しか使われない「使用されない観桜会場」の通年を通した活用が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いします。

小川原湖公園は、湖水浴場、キャンプ場、ふれあい村、展望台、遊歩道、花切川などがあり、春は湖畔に広がる千本桜やへら鮒釣り大会、夏から秋にかけてはキャンプや湖水浴、さらにはマリンスポーツはもちろん、花火大会をはじめ多彩なイベント等によりにぎわいを見せています。そして、雪化粧が大変美しい小川原湖の冬には、ワカサギ氷上釣りなどが行われています。ご指摘のとおり、観桜会場については、春の桜まつり期間が終わると利用者がほとんどなくなり、町としても桜まつり期間以外での観桜会場の利用について検討する必要があります。現在

花切川について、護岸整備、道路の舗装など環境整備を進めており、さらに今年度は若い森鉄道を活用し、乙供駅及び上北町駅からの遊歩道を設定し、コースの案内板とパンフレットの作成を計画しています。このことにより、上北町駅から花切川、観桜会場、湖水浴場、道の駅などを経由して上北町駅に戻ることにになり、観桜会場の利用も増えると考えています。そのほかにも、観桜会場の利用について検討してまいりたいと思います。



市川俊光 議員

質問一 職員の不祥事への対応について問う。

我が町では、今年に入り町職員による公金にかかわる不正行為が相次いで発覚しました。2月には町民が納付した

税金などおよそ1,400万円を町の職員が着服していたこと、5月には赤ちゃん祝いの金の支給を偽装して70万円が職員によって横領されていたことが明るみになり、町側から公表されました。どちらの事実も公的書類を偽造するなど、町の職員としての立場でこそ知り得た知識を悪用して公金をだまし取るというもので、知識や経験の不足から起きた過ちというよりは、役場職員という立場にあり、その仕事の身をよく知っていたから実行し得たとも言えるものです。役場の各課で取り扱う公金は、町民、国民の汗水流しての労働が生み出し、各施策の施行に効果的に充てられるよう行政に託されたものです。町民の暮らしに日々思いを寄せて仕事をしたい、そのお金一円一円の重みをずしりと感ずることができないのではないのでしょうか。

このたびの2件の不正行為は、町の職員としての仕事に真つ向から反するものであり、町民の努力と信頼に背中を向けるものです。町は、マスコミを通じて事件を公にし、また、事件を知った町民からは職員の不正行為そのものとともに、2件の不正行為を防

ぐことができずにその実行を見過ごし、またその直後や定期的チェックで事実を把握することもできてこなかった町政に対しても厳しい批判の声が聞こえます。地方公務員として東北町職員の職にありながら、町民の信頼に背を向け不正行為に及ぶ職員が1人ならず存在したこと、また町が職員の不正行為を防ぐことができず、さらに行われた不正を即座にチェックし発見することができずに過ごしたことは、町の行政が本当に信頼に足るのかという町民の疑念を抱かざるを得ない事態となっています。

このことは、誠実に仕事をされている多くの職員の皆さんにとっても不本意な状況であると思われます。町は、行政としての信頼を回復するために具体的な取り組みを行う必要があります。連続して発覚した2つの不正行為を教訓に、町として二度と町民を裏切る事案が発生しないよう、どのような対応をとるのか、町として行う具体策をお示しください。

また、町は職員の不正行為の公表について、マスコミの取材を受けるという形で公表してきました。マスコミへの

発表は当然必要なことです。ですが、それでは町民にどのようなに伝わるかはマスコミの報道の仕方に委ねられることとなります。マスコミ各社はそれぞれに報道方針を持っています。事実が断片的にしか伝わらないこともあれば、それぞれの報道機関の見解も加えられて伝えられることもあります。町の重大な事案については、町自身が責任をもって町民に正確に伝えることがその大事なことであると考えます。特に職員の不正行為などは、その経緯や処分内容、町としての見解や対応策が明確に町民の前に示されなければなりません。私は、このたびの2件の不正事案も含めて、今後町政が責任を負うべき重大事案については、役場ホームページと町発行の広報において公式な見解発表を行うことを基本とすべきであると考えます。このことについて実施する考えがあるのか、見解をお示しください。

答 弁

町 長

● 公金等取り扱いマニュアルを作成し、その徹底を図る。
● 広報等による見解発表については、今後とも検討したい。

職員の不祥事の対応についてですが、まずもって今回の町職員の不祥事も含めて、一連の職員の不祥事について、町民の信頼を裏切る行為であり、心からおわび申し上げます。

今回の事件は、平成22年度から実施している東北町赤ちゃん祝い金事業の申請書類を偽造し、第3子祝い金2件分を搾取したものです。この事業は、次代を担う児童の確保を図るため、赤ちゃん祝い金を支給し、出生時の健やかな成長と、町の人口増加及び活性化に資することを目的に、第2子25万円、第3子35万円を支給するものですが、町職員がこの制度を悪用したことは、非常に残念であり、裏切られた思いでいっぱいであり

ます。

このようなことを二度と起こさないため、公金の取り扱い及び事務処理の流れについて総点検を実施し、公金等の取り扱い事務の適正化に関する方針・マニュアルを作成し、その徹底を図ることにしました。いずれにしても、最終的には公務員としてのモラルの問題が一番大事なことでありますので、なお一層の職員一人一人の自覚を促してまいりたいと考えています。

次に、町広報やホームページでの公表の件ですが、平成23年7月1日付けで、青森県人事課から懲戒処分の公表についての基準が示されており、その内容は「免職、停職及び社会的影響が大きい事案に係る処分は、速やかに公表すること。これ以外は一定期間ごとに一括して公表すること」と通知されています。

町では、この基準に基づき対応しているところですが、今回の事案も2月に発覚した事案も搾取された公金は、利息も含めて全額返済されていること、2つ目は、社会的に最も重い免職という処分を受けていること等を鑑み、氏名は公表せず、内容のみを公表する形で報道機関等に発表しています。今後このような不

祥事が二度と起きない体制づくりさらに努力してまいり所存であります。広報云々については、そのとき、そのとき云々ではなく、今後とも検討してまいりたいと思います。

質問二 国民健康保険事業特別会計の今後について問う。

国民健康保険は、他の医療保険制度に加入しない全ての人が加入しなければならない医療保険制度で、最後のセーフティーネットとも言われるものです。自営業者、農林漁業者、年金生活者など我が町でも多くの方が国民健康保険事業の被保険者となっています。しかしながら、政府が受益者負担に重きを置いて制度の改編を進める中で国庫負担率が引き下げられ、市町村が運営する国民健康保険事業は苦しい運営を余儀なくされてきたのが現実です。我が町の国民健康保険事業は、近年被保険者世帯が負担する保険税が県内でもトップクラスに位置し、対象となる町民からは負担軽減を求める切実な声も数多く聞こえています。



私はこの間、国保税の被保険者世帯の負担軽減を求めるとともに、町として町民の健康づくりをまちづくりの柱に据えて医療給付費の増加を抑える取り組みを行うことを提案してきました。特別な努力なくしては医療給付費の増加が国民健康保険事業会計を圧迫し、さらなる受給者負担の増加を招きかねないとの認識を持っていたからであります。

そうした経緯を経ながら、我が町の国民健康保険事業会計は、本年度とうとう国保事業会計の基金が底をつき、一般会計からの繰り入れを行わなければ予算を組むことができない状況となりました。これまでの収入の枠では、国保の会計の見通しを立てることができなくなつたのです。ちなみに幾らアベノミクスという言葉が飛び交つても、我が町の町民の暮らしは少しも楽になるような様子が見られません。それどころか消費税の連続増税が町民の懐を襲い、地域経済も悪循環に陥りかねない心配されています。こうした中で、町は今後国民健康保険事業会計の収支の調和をどのように保つていくお考えなのでしょうか。私は、これ以上の重い負担を国保世帯

に負わせることは、セーフティネットとしての制度破壊につながりかねないものだと考えます。国保世帯の負担増によらない方向を堅持しながら、国民健康保険事業会計を立て直していくことが必要だと考えますが、町は国保事業会計の今後についてどのような考えをお持ちなのか、お示しください。

医療費の給付を抑えるには、健康で長生きを合言葉に、病気になることを可能な限り防止する取り組みが必要です。町の保健活動がこれまでも貴重な成果をおさめてきていることは、私も承知しているところですが、しかしながら、現実には国保会計がそれだけで回すことはできない状況になっていて、これを踏まえれば、さらに突っ込んだ、より本格的な健康づくりの取り組みが必要ではないでしょうか。私は、町として健康で長生きのまちづくりに本腰で取り組むことを柱に据えて、国民健康保険事業特別会計健全化計画をつくり、町民の健康づくりと国保会計の健全化を一体とした取り組みで進めるべきであると考えます。国民健康保険事業特別会計の健全化の見通しについて、町としては

答弁

町長

●財源の確保に努めるとともに、今後の医療費の動向を注視していきたい。
●病気の早期発見、早期治療により医療費を抑制したい。

国民健康保険事業の現状は、年々被保険者の減少が続き、平成21年度は7,875人でしたが、平成25年度では6,525人となり1,350人の減となっています。そのため、国保税の調定額が減少することに伴い国保税の収入減額も大きく減少しています。

一方、被保険者1人当たりの医療費は、年々増加しており医療費の総額は、被保険者の減にもかかわらず、ほぼ横ばいで推移しています。このことにより国保会計では、財源不足を財政調整基金からの繰入金により事業運営を行っています。その財政調整基金も平成25年度末にはゼロとな

る見込みです。このような状況の中、平成26年度予算編成に当たっては、議員ご指摘のように、一般会計よりその他繰入金として8,000万円を計上しました。

国民健康保険事業の運営につきましても、県内の各市町村においても大変厳しい状況にあり、やむなく国保税率の引き上げを行った市町村もあるようです。我が町としては、国保税率の引き上げを行わないためにも、財源の確保に努めるとともに、今後の医療費の動向を注視していきたいと思

います。しかし、今後国保税等の収入に比較し医療費の増大が進むこととなれば、その財源不足は国保加入者にも応分の負担を求めざるを得なくなることもあると考えています。今後の国保会計の財政事情を見ながら判断していきたいと考えています。

次に、町民の健康づくりと国保会計の健全化についてですが、近年の急速な少子高齢化社会の到来や核家族化の進行により、家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的つながりが希薄化するなど、地域社会全体が複雑化しています。誰もが住みなれた地域で健やかに安

心して暮らせるよう、保健・医療・福祉施策の充実を図る必要があります。このような中、町民の健康づくりのため特定健診の無料化や拡充、さらには高校生までの医療費の無料化、次世代の東北町を担う子供を安心して産み育てていけるよう赤ちゃん祝い金等による環境づくりに努めてまいります。

また、町民の健康の推進体制強化のため「あつぱれ！東北21」を更新し、平成25年度に「あつぱれ！東北21(第2次)」を策定したところです。本計画及び第2期東北町健康診査等実施計画に基づき各種健康診査や健康教育及び健康相談等、乳児から高齢者までの幅広い年代に応じた保健事業を継続的に実施してまいります。その結果、昨年度発表された平均寿命では、女性が86・5歳で青森県第1位、男性は77・2歳で第24位となっています。

また、国民健康保険事業としても、保健衛生事業と一体になって町民の健康づくりを推進することにより、病気の早期発見、早期治療による医療費の抑制のため、平成26年度国保会計予算に1,342万2,000円の関係予算を

計上しました。

いずれにしても、健康で明るく元気に生活できるまちづくりは、私の大きな目標でもあるとともに、町として国民健康保険事業の被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に關して必要な保険給付を行うことも大変重要なことであり、国保会計の安定した運営のため、今後とも努力してまいりたいと考えています。



田嶋 悟 議員

質問 町債について問う。

町債、いわゆる町の借金についてお伺いします。本年度の当初予算においては、一般会計、特別会計合わせて約200億円の予算規模になっています。一般会計では約132億7,000万円、特別会計においては約64億8,000万円の予算が見込まれてい

ます。その中で、一般会計で予定されている起債額は合併特別債を含め約16億円、特別会計における起債額は約3億円予定されているようです。我が町においては、ここ数年交付金は、当初町で試算していたよりも多く交付されているようです。また、予想されていなかった特別交付金も交付されてきています。それに伴い我が町の事業が多くなり、その都度起債を起こし、各事業をされてきているところであります。この周辺地域の町村を見ても、交付金が多く交付されたにしても、我が町は事業が他の町村に比べ多いように思われます。当然それに伴い町債の起債額も多額になってきていると思われまます。また、合併特別債については新聞等によりますと、県内においては執行率が高い水準にあるようです。合併特別債においては交付金に算入されてまいりますが、7対3の割合で3割は町の負担になるわけです。今後も含め80億円程度執行されたならば、償還額は全体で24億円ほどになります。今までの合併特別債の起債の償還は始まっていますが、今後も町民から納めていただいた町税約10億円の中

から毎年償還されていくことになりまます。また、合併特別債を除いた一般会計での起債においても、その町税の中から償還されていくことになりまます。町債、いわゆる町の借金については全体で200億円を超えているようですが、今後町税の減少、交付金の削減が予想される中、これまでの町債の償還金は町財政に影響が出てくるものと予想されますが、町のさらなる行政改革や事業の圧縮等が必要になってくるものではないでしょうか。

そこでお伺いします。一般会計、特別会計、合併特別債の25年度末での各起債額はいくらか。また、その償還計画はどのようなになっているのか。さらには、償還に伴う今後、町財政への負担、影響はどのようなになってくるのかお伺いします。

答弁

町長

今後、町債償還に伴う町財政への負担は軽減されていくと考えている。

一般会計における平成25年

度末の地方債残高は、合併時と比較して11億2,203万2,000円増の140億2,830万7,000円となっています。主な事業は、除雪機械等整備事業、東北中学校改築事業、無線放送施設設置事業です。

次に、特別会計における平成25年度末地方債残高は、合併時と比較して14億4,264万5,000円増の74億7,509万8,000円となっています。

次に、平成25年度末合併特別債についてですが、起債残高は54億4,345万3,000円となっています。主な事業は、無線放送施設設置事業、町道整備事業等です。

次に、地方債の償還計画ですが、償還台帳に基づき償還していくことはもちろんのことですが、剰余金等を減債基金に積み増しし、今後においても引き続き繰上償還の実施を行っていきたいと考えています。

次に、償還に伴う今後町財政への負担の影響についてですが、今後予想される事業計画等に対応しても、元利償還額は減少していくものと予想しており、償還に伴う町財政への負担は軽減されていくも

のと考えています。今後大きな財政出動が発生しない限り、健全な財政運営が継続できるものと考えていますが、普通交付税の減少が予想されることから、今後においても地方債の新規発行を伴う普通建設事業の抑制を図るとともに、繰上償還等を計画的に実施し、持続可能な健全財政運営に努めてまいりたいと考えています。



岡山 粕 男 議員

質問一 東北町の観光について問う。

乙 供商店街も上北商店街も空き店舗が増す一方でありまます。大型店の進出も原因でありましよう。私はこのように感じました。当町の合併時の人口は2万17人でありました。現在では1万8,960人となっています。およそ10年間

で1,053人減ったことになり、購買人口の減少と購買者の高齢化が進んだことが原因にあると思います。我が町には豊富な資源があります。観光には山と海、水が必要であると言われています。大型観光地の大部分が山と海を持ち備えています。当町もそうであります。宝沼である小川原湖があります。その小川原湖を拠点とした観光振興を図るべきと思いますが、施策を伺います。

旧上北町元町長さんが駆使してつくり上げたグルメ船が、今では丘に上がっています。道の駅おがわら湖の隣地に置かれています。時代も変わりました。観光ニーズも多様化してきました。小川原湖での活用による町外からの観光客の集客を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。そのことによって着地型、滞在型観光につながる、温泉旅館も助かるし、そして商店街にも立ち寄ってもらい、そんな構図をつくってはどうかでしょうか。我が町には数多くの温泉旅館や公衆浴場があります。こんな話を伺いました。交流センターができたら月に100人の客が減った。町長は、民業を圧迫する施設は見直すとし

答弁

町長

「体感する小川原湖推進事業」を実施するなど観光振興を図っていきたい。

我が町は、広大な大地と宝湖と言われる小川原湖の豊かな自然の恵みを受けた農・水産業が盛んですが、近年ブルーツーリズムあるいはグリーンツーリズムが注目されてきています。町としてもこのことを重視し、さまざまな取り組みを進めています。まず、1点目として、5月22日に小川原湖を核とした観光「見る・遊ぶ・食べる・体験する」を通じて交流人口の拡大を図り、地域活性化の実現を目指すことを目的に、東北町観光アドバイザー設置要綱を制定し、地域活性化伝道

師、中澤さかな氏を任命し、今後小川原湖を核とした観光振興に努めたいと考えています。

次に、平成26年度から上北地域県民局が主体となり東北町、三沢市、七戸町及び小川原湖にかかわる団体で構成し「体感する小川原湖推進事業」を実施しています。今年度は、勉強会、ワークショップ、インターネット調査などを行い、27年度はファミリー向け旅行雑誌、パンフレット等による情報発信、モニターツアー等を予定し、5月22日には第1回目の勉強会を小川原湖交流センターで開催しています。

また国際的には、昨年10月に台湾台北市名誉市民協会10名をお招きし、農・漁業体験及び国際交流を実施しました。これを受けて、今年7月に台北市の中学生及び父兄の方々40名から50名がふれあい村ケビンハウスに宿泊し、農・漁業体験を実施することになっています。今後も事業に取り組み、小川原湖を拠点とした観光振興を図っていききたいと考えています。

次に、2点目のグルメ船の活用ですが、平成15年に道の駅を建設したとき、それまで運航してきたグルメ船を利用者が少ないということと道の駅に移したと伺っています。仮に、またグルメ船を運航するためには、10年以上動いていないエンジン関係及び内外装の整備のほか、小川原湖までの運搬費、運航に向けての棧橋の整備、運航手続に係る経費など多大な費用になると思われます。

3点目の滞在型観光の取り組みについてですが、我が町の広大な大地と宝湖と言われる小川原湖の豊かな自然を生かした取り組みにより、リピーターの増加を図るとともに、ケビンハウスの活用や町の温泉旅館と協力するなどのほか、ホームステイを含む農家の受け入れを整備するなど、滞在型観光に向けての基盤強化を図っていききたいと考えています。

たつては、営業時間を朝9時から夜8時までと時間を短縮する、毎週水曜日を定休日とする、など民間を利用するよう配慮しています。

また、昨年の10月からは、議会の議決を受けて、町内の大人の入浴料金を200円から230円に値上げをしています。質問の交流センターの民間への影響については、平成24年度と比較して、値上げ前の4月から9月までは1,119人増加しているのに対し、値上げ後の10月から3月までは1,936人減少しています。今後、観光パンフレットやホームページなどを通じて、町の温泉郷を町内外にPRし、誘客に努めたいと考えています。

質問二

青年農業者の育成について問う。

青年農業者への育成について伺います。農業改革だ、構造改革だと言いつつ、農業者には急変する制度についていくことができない方々もたくさんいます。しかしながら、我が町農業者は頑張っていると思います。県下でも有数の

「就農者数の多い町」と言われています。その就農実態について伺います。

現在T P P交渉が進められています。将来海外の農畜産物と競合していかなければならないと農家は不安視しています。海外農畜産物との競争力を持たせる上でも、幅広い知識の習得が必要であると考えます。農業者へ海外での研修の機会を与えるべきと思いますがいかがでしょう。他の自治体では、就農給付金事業補助金へ上乗せ補助しているところもあります。町長にその考えがないかお伺いします。

答 弁

町 長

青年就農給付金事業により新規就農者への支援を予定している。

第1点目の青年農業者の就業実態についてですが、東北町青年農業経営者会議の会員数は50名となっていますが、県による認定就農者の調査及び青年就農給付金事業対象者の調査では、45歳未満で就農している方は33名と夫婦1組となっており、平均年齢が

29・6歳となっています。その中で、本人及び親元就農の営農状況としては、露地野菜と水稲の複合経営が19名、露地野菜が8名、水稲が4名、施設野菜が2名、酪農が1名となっており、平均経営面積は7・4ヘクタールとなっています。さらに、営農大学校及び法人を研修先として、青年就農給付金の準備型の受給者で将来の就農予定者が2名います。

2点目の青年農業者への研修機会の提供についてですが、青年農業者を対象にしたものではありませんが、平成21年度から25年度まで担い手育成推進事業として、次世代を担う農業後継者及びリーダー的役割を担う人材の育成を目的とした視察研修活動に対し、年間200万円の助成を5年間実施してきたところであります。今後は、農業を経済産業として位置づけた場合、国際市場の動向の把握は必要なことであります。さらには、現在交渉中ですが、環太平洋連携協定の交渉結果によっては、食料自給力の確保はもとより、農産物の市場開放を想定した場合、農産物市場の競争相手は、当然国内から海外に向けられることは避けられないものと

のと考えています。これに対応するための海外研修については、今後十分なる検討をしていかなければならないと思っています。

第3点目の新規就農者への支援についてですが、昨年の12月議会でも答弁しています。我が国の自給率や食料全体を考えた場合、就農者の減少に歯止めをかける施策を講じるとともに、新規就農者への支援も必要であると考えています。現在当町では、人・農地プランに位置づけられている45歳未満の自立就農者で、国の事業要件を満たしている新規就農者に対して、青年就農給付金事業により、今年度は6名の新規就農者の事業申請を予定しています。

また、J A ゆうき青森では、独自に組合員を対象として青年就農給付金事業の受給要件を満たしている就農者や認定就農者に対して、パソコンの購入、農地の貸借、農業用機械免許取得等への助成を実施していると考えています。町としては、今後も引き続き国の事業を活用して支援を継続していきたいと考えています。



山 端 伸 憲 議員

質問一 ふるさと納税について問う。

納税者が任意の地方自治体に寄附すると、寄附金額に応じて税控除が受けられる「ふるさと納税」が施行され早や6年が経ちました。2008年度より始まったこの制度ですが、私も施行されてすぐ一般質問をしましたが、覚えていた方は少ないと思われます。当初は全国的にも数えるほどしか取り組まれていなかったこの制度ですが、東日本大震災を機に爆発的に増え、総務省の調査では2011年の全国の寄附総額は、被災後もあつて649億円、2012年では130億円との発表がありました。寄附に対するお礼の特産品や花火大会、公共施設の利用券などを特集したテレビ報道やインターネットのサイトにより広く周知され、

今や一大産業となっています。特産品の普及や花火大会、公共施設を利用してもらうことにより観光客の誘致、地元商店への集客など2次効果、3次効果も期待されます。

また、東北町出身の俳優の吹越満氏、柴田善臣氏、最近では若手俳優の横浜流星さん、東北町ゆかりの方だと聞いております。そのほか我が町出身で活躍している方をホームページで紹介したりするなど、イメージアップにも一役買えると思われませんが、ふるさと納税に対する現状と今後の取り組みについて、町長の考えをお聞かせ願います。

我が町は、町外に対する特産品やイベント、施設等のPRが遅れていると思います。ゆるキャラもできたことで、ゆるさと納税を広報の一環と考え積極的に活用する予定はないか、今後の展望をお伺いします。

答 弁

町 長

寄附金額に応じて、お礼としての「特産品」を届けた。

ふるさと納税制度については、ご案内のように、自らが生まれ育った市町村や、かわりが深い地域を応援したいと思う市町村に寄附すること、その市町村を元気づけ、応援できる制度で、我が町においても平成20年9月、東北町ふるさとづくり寄附条例を制定しました。寄附金の使途については、6つの項目を定め、寄附者が指定できるようになっています。

平成20年度から昨年度までの実績は、合計で16人の方々から745万円の寄附をいただいています。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。寄附金は1口5,000円以上で、町では寄附者に対しふるさと納税特典として、東北町特産品の詰め合わせ、さらには広報とうほくを郵送しています。県内のふるさと納税に対する特典を見ると、農産物、水産物等地元の特産品がほとんどで、40市町村のうち約半分の市町村で実施しているようです。町ではこれまで少額納税者、高額納税者を問わず一律5,000円程度の特産品をお礼としてお届けしてきたところですが、今年度からは寄附金額に応じて対応すること

としました。さらには、大阪の会社ですが、自社運営のインターネットでふるさと納税総合情報サイト、「わが街ふるさと納税」を立ち上げ、我が町も情報提供し、現在無料で東北町のふるさと納税を発信しています。また、町の広報紙、ホームページへの掲載はもちろんですが、今後も、納税環境を考慮しつつ、PRに努めてまいりたいと考えています。

質問一

消防団について問う。

消防団の定数と装備について質問します。明日で東日本大震災より3年と3カ月が経とうとしています。被災直後避難誘導や水門閉鎖などのために殉職した254名もの消防団員やご家族の皆様に、改めて哀悼の意を表しますとともに、まだ当時の爪跡を残す被災地が少しでも早く復旧されることをお祈り申し上げます。近年、局地的な豪雨、豪雪、台風などの異常気象による災害が頻発し、住民の生命と財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大していま

す。また、2020年に控える東京オリンピックを万全の体制で迎えられるよう、一層の地域防災力の強化のため昨年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が施行されました。しかし、少子高齢化の激化や地域に雇用がなく、都市部への人口流出が進み、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっているのが地方部における共通の問題点であります。

この地域防災のかなめとなる消防団員の定数及び装備について質問します。我が町の各消防団の定数と現状についてお答え願います。

また、消防団支援法の施行により国及び地方公共団体による消防団への加入の促進及び公務員の兼業の特例が規定されましたが、我が町の職員に対する加入促進についてお答え願います。

また、同法より消防団員の処遇、装備、教育訓練の改善などの消防団の活動の充実強化を規定されていますが、我が町の消防団員に対する報酬は国より交付税算入されている年額報酬3万6,500円、1回の出動手当7,000円

に対してどのような形で行われているのか。
また、装備についてはどのような改善強化を考えているのかお尋ねします。

答弁

町長

団員数は327名、充足率は93・43%。報酬は県内市町村平均の約95%。

当町の消防団は、東北地区が本部分団を含め8分団及び女性で組織される「東北さくら分団」を合わせて9分団体制であり、上北地区は本部分団を含む11分団体制で組織されています。その定数は、平成23年3月の条例改正で320人から350人に30人の増員を図ったところであり、4月1日現在の所属団員数は327名で、充足率は93・43%です。地域の安全、安心の確保のため、消防団組織は最も重要な組織の一つですが、その充足強化に向け、福利厚生

の充実などに積極的に取り組み、加入しやすい環境づくりに努め、新規団員の確保に万全を尽くしたいと考えています。

町職員の加入促進についてですが、積極的に消防団に加入させています。

また、消防団員の報酬及び出動手当についてですが、報酬は県内市町村の平均ですと、平均の95%前後になっていますので、今後も財政面も含めて検討したいと思っています。出動手当は県内市町村と比較すると、火災、風水害、警戒、訓練など出動形態によつて3,000円から1,000円まで、それぞれの区分により違いがあるようですが、当町は全ての出動形態について一律2,000円に昨年度増額し、処遇改善を図っており、平均以上に位置するところにあると考えています。

次に、消防団の装備の関係ですが、ことし2月7日付で消防団の装備の基準が改正され国より通知がありました。その主なる内容としては、①東日本大震災において多数の消防団員が犠牲となったことから、消防団員の安全確保の装備を充実させること。②消防団の情報収集、発信機能を強化するとともに、他機関との連携等のための双方向の情報伝達が可能な装備を充実させること。③大規模災害に対



応するための救助活動用資機材を充実させること。この3点を重点事項として大幅な改正がなされ、この基準の内容を踏まえ、消防団のなご一層の充実強化を求めています。

このことから、町では次年度以降において、財政的に非常に厳しい中ではありますが、早期の資機材の配備を進め、町民の安全、安心のために努力してまいります。

各委員会等の活動（4月～6月）

★総務企画常任委員会

開催日	事 件（内容）
5月21日	所管事務調査 (1) 総務課 ① 公有財産の現況調査について (2) 企画課 ① 社会保障・税番号制度について

★産業建設常任委員会

開催日	事 件（内容）
5月22日	付託事件 ① 陳情第5号（平成25年）東北町自然にやさしい住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱に関する陳情書 ② 陳情第1号 外姥沢・表町農道、生活道路改良工事に関する陳情書
6月2日	所管事務調査 (1) 建設課 ① 平成25年度株式会社おがわら湖事業報告及び決算報告について ② 建設課 ① 乙部・萌出線改良舗装（2工区）工事における工期内一部未完了について ② 三沢対地射爆撃場に係る再編交付金について

★教育民生常任委員会

開催日	事 件（内容）
5月23日	所管事務調査 (1) 福祉課 ① 臨時福祉給付金事業について ② 子育て世帯臨時特例給付金事業について ③ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業について ④ 施設開設準備経費助成特別対策事業について
	(2) 学務課 ① 東北東中学校・東北中学校の閉校までのスケジュールについて ② 東北中学校改築工事等の進捗状況について ③ 小学校の統合について
	(3) スポーツ振興課 ① 町民大運動会について

★議会運営委員会

開催日	事 件（内容）
5月30日	(1) 会期日程について ① 平成26年第2回東北町議会定例会付議事件の概要 ② 議会提出案件（予定）等 ③ 一般質問通告状況 (2) 農業委員の推薦について (3) 請願、陳情等の取り扱いについて
6月10日	(1) 追加提出議案について

★基地対策特別委員会

開催日	事 件（内容）
6月4日	① グローバルホーク視察

★議会広報特別委員会

開催日	事 件（内容）
4月28日	① 議会だより第36号の編集について

★議会改革特別委員会

開催日	事 件（内容）
6月11日	① 一般質問における一問一答方式について

★全員協議会

開催日	事 件（内容）
5月15日	① 北総合運動公園陸上競技場改修工事について

委員会報告

○総務企画常任委員会

(5月21日開催)

委員長 和田 勇 人



所管事務調査結果

△5月21日▽

総務課関係

町側から、公有財産について説明を受け、4ヶ所の現況確認を実施した。

【質問】上野地区ゴミ捨場の現状はどうなっているか。

【回答】現状は、ほぼ覆土をしている状態ですが、粗大ゴミ等が一部不法投棄されています。

【意見】上北天間林道路の計画区域内であれば町で撤去しなければならない。

企画課関係

町側から、社会保障・税番号制度について説明を受けた。

【意見】この制度導入により不具合等が生じてくるのではないかと。特にパソコン等における犯罪が起きている。罰則強化を図るけれど、果たしてそれだけでいいのか。

○産業建設常任委員会

(5月22日・6月2日開催)

委員長 蛭澤 正 雄



所管事務調査結果

△5月22日▽

商工観光課関係

町側から、平成25年度(株)おがわら湖事業報告及び決算報告について説明を受けた。

【質問】消費税について説明願いたい。

【回答】平成23年の税務署の監査において、「(株)おがわら湖からの職員出向については

消費税がかからない」ということでしたが、平成25年に税務署から「出向には該当しないので消費税が発生する」ということで支払いをしています。この件については、現在不服申し立てをしているところです。

【質問】(株)おがわら湖は、人材派遣の資格がないのに派遣している。出向職員への給料の支払いはどうしているのか。出向職員に係る手数料8%は高すぎる。

【回答】給料は、(株)おがわら湖から支払いしています。出向職員に係る給料は役場から(株)おがわら湖に支払い、そのままその職員に支払いをしています。手数料については消費税を支払っています。派遣業と出向の違いは、派遣業の業務については、(株)おがわら湖が直接職員に業務の指示することになりますが、出向者については、役場から直接業務の指示をします。

【意見】この件については、これから結果が出るので出向にあたるのか人材派遣なのかはつきりすると思います。

【質問】社員の人件費に対す

る手数料は、役場への出向分を除いた分の手数料になるのか。手数料の科目はどこに記載されているのか。

【回答】損益計算書の業務受託収入の中に出向手数料が計上されています。

【意見】出向分に係る手数料は支払いしなくてもいいのではないかと。

建設課関係

町側から、①乙部・崩出線改良舗装(2工区)工事における工期内一部未完了について、②三沢対地射爆撃場に係る再編交付金について説明を受けた。

【質問】未完了部分の発注した工事契約額はいくらになるのか。

【回答】請負金額2,376,000円です。

【質問】工期内で完了したとしたらこの部分の金額はいくらになるのか。

【回答】未完了部分の工事費は1,815,450円です。少額な工事は、諸経費率が割高になりますので、560,550円高くなっています。

【質問】未完了部分の工事費の財源は何か。

【回答】一般財源です。

【質問】請負業者は共同企業体であるので、2社で工事をするのが基本なのか。

【回答】共同企業体なので、出資比率があります。更に下請けに出す場合は下請け報告書が必要になってきます。構成員の1社だけが全てやるのは禁じられています。

【質問】1社だけで工事をしていったという噂がある。説明によれば違反行為になる。2社はどのような業務の形態だったのか。

【回答】2社が具体的にどの部分をどういう形で施工したかについては、資料を持ち合わせておりませんので、後で回答します。

【質問】出資比率が6対4であれば、A業者は6、B業者は4仕事をするのが基本なのか。

【回答】構成員の1社だけが全て工事をするのが違法なのかどうか、また業務の形態も含めて確認し回答します。

【意見】後日委員会を開催して報告していただきたい。

【質問】三沢対地射爆撃場に
係る再編交付金の使途につ
いて。

【回答】再編が円滑に進めら
れるようなことに使用するこ
とになります。例えば米軍が
再編により人数が増えた場合
は防犯上の防犯灯整備をする
とか、また事故等を懸念しそ
れに伴う防災広報車を購入す
るなどです。

【質問】町全体に使用できる
交付金ではないのか。

【回答】道路改良工事、医療
費に交付金を充当しています。

【質問】三沢対地射爆撃場に
対する交付金が予想より少な
いのではないか。

【回答】交付金の算定基準日
は4月1日です。来年度以降
4月1日に訓練を実施してい
れば今年度の交付額より交付
金は増額されます。

△6月2日▽

建設課関係

町側から、乙部・萌出線改
良舗装（2工区）工事におけ
る工期内一部未完了（共同企
業体の業務形態）について説
明を受けた。

【質問】共同企業体なのに1
社だけが工事を施工して良い
のか。

【回答】共同企業体協定書
に、共同企業体は共同連帯し
て営むことを目的とすると記
載されています。1社が全て
工事を行うということは、共
同連帯に合致しないことにな
ります。2工区工事の施工に
あたっては、労務の管理・安
全管理・品質管理・工程・機
械・主要資材等それぞれ役割
分担し、共同で行っています。

【意見】業務形態の分ける資
料を配布するなどし、説明す
べきである。

【質問】前回の委員会、1
社だけが工事することは違法
だと説明している。また、1
社だけが工事をしていたとい
う噂がある。

【回答】違法という説明につ
いては、共同企業体であるに
もかわらず、全て1社だけ
が行った場合という意味で、
この事案についてはそれに当
たらないと思っています。

【意見】なぜ、工期内一部未
完了が発生したのか。それに
より違約金が生じたことにつ
いても、委員会で調査する必
要があると思う。

【質問】共同企業体の出資比
率が6対4との説明であるが、
労務の管理・主要資材・機械
等も6対4の基準になるのか。

【回答】出資比率に応じて施
工するというものではありません。
作業比率とは違います。

【質問】2業者の施工内容に
ついての説明資料はないのか。

【回答】工事の施工の基本に
関する事項、資金管理方法、
下請け企業の決定その他の企
業体の運営に関する基本的か
つ重要な事項は協議の上決定
しています。決定内容につい
ては、文書で町に提出されて
います。内容については、作
業員等は構成員が主となり、
機械のリース・主要資材・安
全管理・品質管理・支払等につ
いては代表構成員、舗装工
事については見積もりにより
業者を決定しています。

【質問】協議事項は、町が了
解しているのか。

【回答】両者の決定事項につ
いては、町が関与する事項で
はないので、了解するとかの
手続きは不要です。

【質問】町の損害金はどの業
者が支払ったのか。

【回答】共同企業体から納め
ていただいているので、どの
業者からということではない
です。

【質問】損害金は出資比率に
基づくのか。

【回答】利益が生じた場合は
出資比率に応じて、また欠損
金が生じた場合も出資比率に
応じて負担することになって
います。

欠損金支払額の内訳までは
町は関与できないし、調査す
る権限はありません。

○教育民生常任委員会

（5月23日開催）

委員長 山 端 伸 憲



所管事務調査結果

△5月23日▽

福祉課関係

町側から、①臨時福祉給付
金事業について、②子育て世

帯臨時特例給付金事業につい
て、③地域介護・福祉空間整
備等施設整備交付金事業につ
いて、④施設開設準備経費助
成特別対策事業について説明
を受けた。

学務課関係

町側から、①東北東中学
校・東北中学校の閉校までの
スケジュールについて、②東
北中学校改築工事等の進捗状
況について、③小学校の統合
について説明を受けた。

【意見】小学校の統合を早く
進めてほしい。

【意見】統合を進めるに当
たっては、どういう教育を実
現していくかが大事である。
保護者にも不安があると思う
ので、よく意見を聞きながら
進めてほしい。

【質問】教育委員会では統合
についての議論はされている
のか。

【回答】話し合いはしていま
す。

【意見】学校規模が小さいか
ら統合という話が先行されが
ちだが、小規模校には小規模
なりのいい教育がある。大規



模になればいいという訳ではないと思うので、それをどう解決していくかだと思う。

スポーツ振興課関係

町側から、平成26年度町民大運動会を休止することについて説明を受けた。

【質問】町民大運動会は、今後北総合運動公園で実施するのか。

【回答】会場の大きさの関係もあり、今後も北総合運動公園を予定しています。

【意見】町農業委員の選挙日と重なったこと等により休止にするということだが、町の一大イベントを休止するのはいかがなものか。来年度以降は、開催時期等も含めて検討してほしい。

議会の動き(4～6月)

月 日	用 務
4月17日	上北郡町村議会議長会監査会
4月28日	議会広報特別委員会
5月15日	全員協議会
5月16日	上北郡町村議会議長会第1回定例会
5月21日	総務企画常任委員会
5月22日	産業建設常任委員会
5月23日	教育民生常任委員会
5月27日 ～28日	第38回全国町村議会議長会議長・副議長研修会
5月30日	議会運営委員会

月 日	用 務
6月2日	産業建設常任委員会
6月5日～ 11日	第2回定例会
6月25日	東北町分屯基地視察
6月28日	青森県町村議会議長会臨時総会

☆お知らせ

東北町テレビ

(東北町自主放送11チャンネル)

町議会9月定例会

放送予定(9月上旬)

放送日程や内容は、リモコンの「番組表」ボタンで確認することが出来ます。



今月は「議会だより第37号」をお届けします。

本号は、6月定例会を主に編集しましたが、内容の一部を要約しておりますのでご了承願います。

議会広報特別委員会では町民の皆様が親しまれる紙面作りを心がけております。ご意見、ご要望等がありましたら匿名でも結構ですので、ご投稿をお願いします。

議長 乙 供 吾 一
委員長 森 川 盛 人
副委員長 和 田 勇 人
委員 米 倉 俊 男
委員 蛭 澤 正 雄
委員 山 端 伸 憲
委員 市 川 俊 光
FAX 0176-56-3110
TEL 0176-56-3111